

1 学校教育目標

企業就労による社会自立に向け、高い志をもち、専門性の高い知識・技能を身に付け、地域や社会に貢献できる人間性豊かな生徒を育成する。

(1) 夢や目標の実現に向け、様々な活動に挑戦し、自ら選択・判断できる生徒

(2) 専門性の高い知識・技能及び態度を身に付け、社会人・職業人として社会自立できる生徒

(3) 豊かな人間関係を築き、進んで地域や社会に貢献できる生徒

2 校訓

自立

(自信をもち、たくましく生き抜く力)

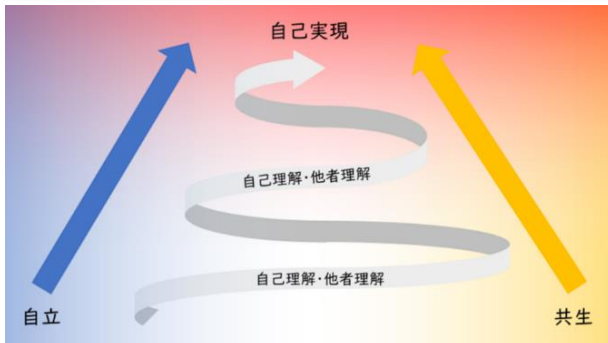
共生

(人、地域や社会、自然と協調できる豊かな心)

自己実現

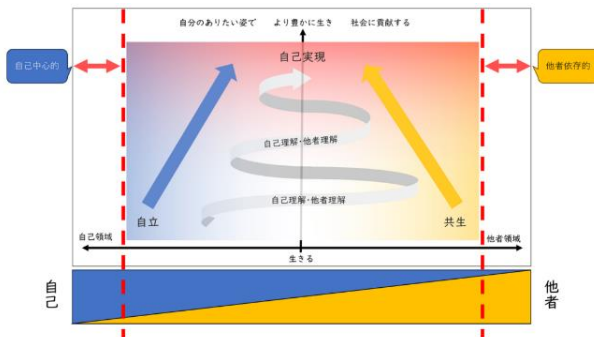
(高い志をもって夢に挑戦し続け、地域に貢献できる力)

生徒一人一人が「高い志」をもって学校生活を送り、「自己肯定感と自信」、「豊かな心」を育みながら、将来、地域社会の一員として「地域や社会に貢献」できる担い手となることを願う。



<校訓イメージ図>

「自立・共生・自己実現」の3要素は、明確な境界を持たず、互いに重なり合いながら成長を支えるため、背景にはグラデーションを用いています。また、自己だけ、他者だけの領域（両端）に偏ることなく、自己と他者の領域で連続的につながっていることを表しています。





西濃スタイル ～自主 共生 自己実現～

1 挨拶

- ・場に応じた挨拶や返事、言葉遣い
- ・あいさつは先手必勝
- ・語先後礼

2 基本的な生活習慣

- ・清潔感のある身だしなみ
- ・身の周りの整理整頓
- ・早寝早起き、無遅刻無欠席

3 計画性

- ・見通しを立てる（スケジュール管理、提出期限）
- ・時間を意識した行動（1分前行動）

4 ルール・マナー

- ・法令や校則を守る
- ・携帯電話の適切な使い方
- ・おごったり、おごってもらったりしない

5 素直な心

- ・相手に言われたことを素直に聞き入れる
- ・嘘やごまかしを言わない

6 思いやり

- ・相手の立場や気持ちを考えた適切なコミュニケーション
- ・ unnecessary 身体接触をしない

7 責任感

- ・自分の仕事は最後までやりきる

8 チャレンジ精神

- ・色々なことに自分から挑戦する
- ・あきらめず向上心をもつ

3 学則（抜粋）

第2章 学年・学期及び休業日

（学期）

第5条 校長が定める学期は、2学期制とし、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、（3）（4）（5）の期間は校長が定め、長期休業日指定届により、あらかじめ教育委員会に届け出る。

（1）国民の祝日に関する法律に規定する日

（2）土曜日、日曜日

（3）学年末及び学年始め 3月1日から4月30日までの間において校長が定める期間

（4）夏季 7月1日から8月31日までの間において校長が定める期間

（5）冬季 12月1日から翌年1月31日までの間において校長が定める期間

（6）広域にわたる非常変災その他急迫の事情があると認めるとき、地域を指定して臨時に定めた日。

2 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、休業日指定届によりあらかじめ教育委員会に届け出た日。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。この場合、休業日における授業実施届によりあらかじめ教育委員会に届け出る。

4 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、次の事項をただちに教育委員会に報告する。

（1）授業を行わない日又は期間

（2）非常変災その他急迫の事情の概要

（3）前各号に定めるもののほか、校長が必要と認める事項

4 生徒心得

校訓「自立」「共生」「自己実現」のもと、地域社会に貢献できる人材の育成を目指しています。

一人一人の生徒が、この学校生活ハンドブックを理解し、活用することにより、西濃高等特別支援学校の生徒として自覚をもち、マナーアップすること、そして、生徒全員が将来マナーのよい立派な社会人となることを期待します。

1 学校生活全般に関すること

- (1) 本校生徒としての誇りをもち、学校生活及び社会一般のルール・マナーを守り、地域社会の一員としての責任ある行動を心掛ける。
- (2) 来客、先生等に対して節度ある態度で接し、礼儀を欠かさないようにする。
- (3) 正しい言葉遣いや品位ある行動をする。

2 校内生活に関すること

- (1) すべての授業に対して積極的かつ意欲的に取り組み、節度や規律のある行動をする。
- (2) 健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退をしないように努める。やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、学校へ電話連絡する。
- (3) 所持品には、氏名を明記する。
- (4) 学習に不必要な物は、学校に持ち込まない。
- (5) 公共物を大切にし、進んで学校の美化・整頓に努める。

3 校外生活に関すること

- (1) 身だしなみや言動については、本校生徒としての誇りをもち、社会規範と秩序を守り、他人に迷惑をかけないようにする。
- (2) 健康で安全な生活及び規則正しい生活に心掛ける。
- (3) 外出時には、行き先等を伝える等の家族とのコミュニケーションを図る。
- (4) 夜間外出は慎み、やむを得ない場合でも午後10時（青少年保護育成条例による）までに帰宅する。
- (5) 交通法規、交通マナーを厳守する。

- (6) 友人との交際は、常に相手の人格を尊重し、礼節を守り、健全で誤解を招くことのないようにする。特に、異性との交際は自制心と責任ある行動をとる。
- (7) 高校生としてふさわしくない場所へは立ち入らない。
- (8) 本人並びに家庭に異変のあったときは、速やかに学校に連絡する。

4 服装・頭髪に関すること

服装・頭髪等については以下のように定める。

(1) 制服

○Aタイプ

〔夏期〕 カッターシャツ、スラックス

〔冬期〕 プレザー、カッターシャツ、ネクタイ、スラックス

・カッターシャツは白色無地のものを着用する。

〔通学靴〕 通学は運動靴でも可とする。ただし華美でないものに限る。

黒色の革靴（ローファー等）

〔ソックス〕

紺色無地

○Bタイプ

〔夏期〕 カッターシャツ、スカート

〔冬期〕 プレザー、カッターシャツ、ネクタイ、スカート

・カッターシャツは白色無地のものを着用する。

〔通学靴〕 通学は運動靴でも可とする。ただし華美でないものに限る。

黒色の革靴（ローファー等）

〔ソックス〕

紺色無地

(2) 頭髪

パーマ、茶髪等の染色など、加工はしない。

(3) 上履き

指定のものとする。

(4) 靴

特に指定しない。通学に使用する靴等は、色、型、大きさ、安全性等を考え適切なものを使用する。ただし、靴の口が閉じられるものとする。

(5) 防寒具

① セーター・カーディガン等

ブレザーの下にセーター・カーディガン等を着用してもよい。(華美でないものとする。)

② 防寒コート類

登下校時に防寒コート類を着用してもよい。

(華美でないものとする。)

③ タイツは、黒色無地のものに限る。その場合、ソックスは任意とする。

(6) 化粧・装飾品等

化粧、マニキュア、タトゥー 装飾品(指輪、イヤリング、ピアス、エクステ、カラーコンタクト、シュシュ等)は禁止する。

(7) その他

衣替えの期日は設けない。通年で適切な服装を選択し着用すること。ただし、学校での式典や行事等の際は学校で服装を統一する。

5 貴重品に関すること

(1) 貴重品は、貸与したロッカーを活用し、個人の責任で施錠して管理する。

(2) 他人のロッカーのダイヤル暗証番号を見たり、聞いたり教えたりしない。

(3) 金銭、物品等の管理を徹底し、生徒間で貸し借りはしない。

(4) 学習に不必要な物は、学校に持ち込まない。

6 スマートフォン・携帯電話に関すること

(1) スマートフォン・携帯電話は、朝のSHRから帰りのSHRまでは、使用しない。

(2) スマートフォン・携帯電話の使用と保管については以下のことを守ること。

① 使用上のルールやマナーを守り、他者に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしない。

② 個人情報を含む高価なものであることを認識し、責任をもって保管する。

③ 校内・校外に関わらず、公共の場でのマナーを守る。

上記①から③に違反した場合は、保護者等と連絡を取り指導する。

7 届け出に関すること

次の事項については、学級担任を通じて速やかに学校に届け出る。

- (1) 自転車通学
- (2) 交通事故、暴行被害、不審者被害等
- (3) 校外における問題行動又は交通違反による補導
- (4) 校内器具施設の汚損、損壊、紛失
- (5) 金銭、物品の遺失、盗難
- (6) 金銭・物品の拾得
- (7) アルバイト
- (8) 自宅で、火事風水害等の被害

8 指導に関すること

生徒指導の対象となる行為は、以下の事項とする。

- (1) 正当な理由のない欠席、欠課、遅刻、早退及び無許可の外出
- (2) 授業、学校行事、試験等の逃避
- (3) 考査中の不正行為
- (4) 故意による器物損壊
- (5) 飲酒、喫煙、薬物乱用等
- (6) 禁止場所への出入り(パチンコ店等)
- (7) 暴力、脅迫、窃盗、恐喝、賭博など犯罪と認められる行為
- (8) 道路交通法違反、各種自動車運転免許証の無断取得
- (9) 深夜徘徊、不良交遊(外泊、不健全性的行為を含む)等
- (10) 情報モラル違反やインターネットを介した犯罪と認められる行為
- (11) 以上の他、法令違反及び生徒としてあるまじき行為

5 部活動について

1 意義

生徒の自主的・意欲的な活動によって学校生活を充実させるとともに、心身の調和のとれた発達と好ましい人間関係を育成する。

2 目標

- (1) 健康な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (2) 心身の健康を助長し、余暇を有意義に活用する態度を育成する。
- (3) 集団生活において主体的に協力する態度を育成する。

3 参加

できる限り全員参加とする。

4 部登録

(1) 登録

新入生は部活動オリエンテーション後に体験を行い、一定期間活動をして、本登録を行う。

(2) 部変更

特別な理由がある場合に限り、転部することができる。その際、部顧問、学級担任、保護者等に相談し、協議する。

5 活動

(1) 平日活動

- ① 夏季（4月～10月）は、午後6時00分までとし、活動終了後はすみやかに下校する。
冬季（11月～3月）は、午後5時15分までとし、活動終了後はすみやかに下校する。
- ② 活動は顧問の付き添い指導のもとで行う。
- ③ 休養日を一日以上設ける。

(2) 時間外活動

① 早朝活動

8時25分までは自主的な活動をすることができる。ただし、部活動を理由に遅刻することは許されない。

② 休日活動

(ア) 土曜日及び日曜日のどちらか1日とし、活動時間は3時間程度とする。

(イ) 活動は顧問の付き添い指導のもとで行う。

(ウ) 大会参加で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

③ 定期考査期間中の活動

(ア) 定期考査の1週間前から定期考査の終了時まで部活動は原則として禁止する。

(イ) 考査期間中又は考査後1週間以内に公式試合等があり、特に活動が必要な場合は、「定期考査期間中活動許可願」を提出し、校長の許可を得る。ただし、活動時間は原則として1時間以内とする。

④ 長期休業中の活動

(ア) 活動は顧問が付き添い指導可能な日とする。

(3) 対外活動

① すべての対外活動は、顧問の引率を必要とする。

② 授業を欠席しなければならない場合は「公欠許可願」を提出し、許可を得る。

(4) 活動日時

活動日は、前日末に配布する月間予定を確認し、参加できない時は顧問に連絡する。

6 表彰

(1) 表彰については別に定める表彰規程に従う。

(2) 伝達表彰は、賞状等の受領後に全校集会等を利用して行う。

7 宿泊を伴う活動について

(1) 保護者等の承諾

参加生徒は、保護者等の「宿泊活動承諾書」を校長に提出する。

6 生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、岐阜県立西濃高等特別支援学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、友愛の精神をもとに、学校ならびに地域社会と協力して、自主性あふれる校風をつくることにより、学校生活の充実を図ることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会員は、岐阜県立西濃高等特別支援学校の生徒とする。

第4章 顧問

第4条 本会は、本会活動の面で本校職員から顧問としての指導助言を得る。

第5章 役員

第5条 本会の役員は、会長1名、副会長1名、書記1名、会計2名とする。

第6条 会長は、本会を代表して、会務を統轄する。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長不在又は執行不能の場合は、その代理を務める。

第8条 書記は、議事録、通信文、その他本会に必要な文書記録、保管にあたる。

第9条 会計は、本会の金銭出納の任にあたり、各学期末においてそれぞれ会務報告、会計報告を行う。

第10条 役員選出は、全会員の投票によって選出され、校長の承認を得て決定する。

第11条 役員の任期は、前期4月から9月、後期10月から翌年3月迄とする。

第12条 役員選出期は、任期末に行う。

第13条 各学年から学級委員の代表1名が役員を補佐する。

第6章 議会

第14条 議会は、生徒会の代表議決機関である。

第15条 議会は、各HRで選出された1名の学級委員、各委員長で組織する。

第16条 会長は、議長、副議長、監査を選出する。

第17条 会長は、議長1名、副議長2名、監査2名の役員をおく。

第18条 議長は、議事の整理、事務監督し、議会を代表する。

第19条

(1) 議会は、全議員の2/3以上の出席をもって成立し、議事は出席議員の過半数で決する。

(2) 議会は、議員の1/4以上の要求があれば、臨時議会を招集する。

第20条 議会は、原則として公開とする。

第21条 議案は、役員、議員、各委員長が議会に提出できる。

第22条

(1) 議員は、議会で行った発言、評決について議会外で責任を問わない。

(2) 議員の辞任は、原則として議員全員の同意を必要とする。

第7章 運営委員会

第23条 執行部会は、役員、各委員長で組織する。

第24条 執行部会は、生徒会活動、企画運営を行う。企画は議会の承認を得たものでなければ実施できない。

第25条 執行部会役員は、本会役員がその任にあたる。

第26条 執行部会定会は、必要に応じて会長が招集できる。

第8章 委員会

第27条 本会には、次の委員会を組織する。生活委員会・美化委員会・保健体育委員会・広報委員会・図書委員会

第28条

(1) 各委員会は、各HR代表数名をもって組織する。

(2) 各委員会は、委員の互選によって選出された委員長、副委員長各1名を置く。

(3) 委員長は、校長の認証によってその任に就く。

(4) 全ての生徒が、各委員会及び生徒会のいずれかに所属する。

第9章 財政

第29条 本会の運営費は、会費とする。

第30条 会費の決定は、運営委員会が議会に提案し、議決後、校長の承認を得なければならない。

第31条 予算は、運営委員会で立案し、議会で議決後、校長の承認を得なければならない。

第32条 会計は、毎任期末議会で選んだ会計監査委員の承認を得なければならない。

第10章 総会

第33条 総会は、本会の最高議決機関である。

第34条 総会は、校内重要事項のため議会が必要と認めたとき、及び全会員の1/3以上の要請、1/5以上の署名請求の場合、招集する。

第35条 総会は、本会員の2/3の出席をもって成立し、出席者の2/3以上の賛成が有効とする。

第36条 総会の議長は、議会議長がその任にあたる。

第11章 会則の改正

第37条 会則の改正は、議会の2/3以上の賛成を得た後、本会員の1/2以上の賛成で決議し、校長の承認を得なければならない。

第12章 選挙管理委員会

第38条 選挙管理委員会は、生徒会役員の選挙に関し、公明・適正にその任務を遂行しなければならない。

第39条

(1) 選挙管理委員会は、各HRから選出された1名の選挙管理委員により構成する。

(2) 選挙管理委員会には、委員の互選により選出された委員長、副委員長各1名を置く。

第40条 委員長は、校長の認証によってその任に着く。

第13章 細則

第41条 運営委員会、議会、その他本会の目的達成のため必要に応じて細則をもうけることができる。

第42条

(1) 議員、各委員、及びHR役員の選出にあたっては、兼務は認めない。

(2) 議員、各委員、及びHR役員任期は、前期4～9月、後期10～翌年3月までとする。

7 通学に関する心得

1 通学に関すること

- (1) 交通法規、交通マナーを順守すること。
- (2) 時間に余裕をもち安全に通学できるよう心掛けること。
- (3) 万が一事故にあった場合、すぐに保護者と学校に連絡をすること。

2 自転車通学に関すること

- (1) 自転車通学は許可制とし、下記の事項を遵守すること。

[許可条件]

- ① ブレーキ、ハンドル、前照灯、ベル、リフレクター（反射板）等、常に整備された自転車であること。
- ② スタンドは、両立スタンドが望ましい。
- ③ スポーツタイプ、マウンテンバイクは極力避けること。
- ④ 防犯登録、盗難対策がとられた自転車であること。
- ⑤ 自転車保険又は総合保険に必ず加入していること。
- ⑥ 一年に一回以上自転車店で点検を受けること。

[遵守事項]

交通反則制度（青切符）令和8年度4月1日施行 対象16歳以上

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・ながらスマホ（反則金12,000円） | ・右側通行（反則金6,000円） |
| ・遮断踏切立ち入り（反則金7,000円） | ・信号無視（反則金6,000円） |
| ・二人乗り（反則金3,000円） | ・傘さし運転（反則金6,000円） |
| ・イヤホン使用（反則金5,000円） | ・並進（反則金3,000円） |

(2) その他

- ① 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ② 自転車は指定された駐輪場に、必ず施錠して整然と駐輪する。
- ③ 通学自転車を替えるときは、ただちに生徒指導部に届け出る。
- ④ 許可された自転車には、後部反射鏡付近に登録ステッカーを貼付する。
- ⑤ 上記のルールが守れない場合、自転車通学許可を取り消すことがある。

8 アルバイトについて

1 提出書類

担任、保護者等、部顧問と十分に相談の上、所定の用紙により、担任を通して生徒指導部に届けることとする。なお、1年生に限り、学校生活に慣れることを目的として、前期末試験終了後からアルバイトを行うことが望ましい。

2 報告書について

9月30日（前期分）、3月20日＜3年生は2月20日＞（後期分）の年2回、学校所定の用紙に、アルバイトの報告を行うこととする。

3 次の職種や仕事は事情の如何を問わず、アルバイトを禁止する。

- (1) 重労働
- (2) 危険物の取り扱い
- (3) 21:00以降の仕事
- (4) 宿泊を伴う仕事
- (5) その他健康上好ましくない仕事

4 その他

- (1) アルバイトを中止する場合は、担任に報告する。
- (2) 部活動を含む学校生活を最優先とする。
- (3) 通勤にあつては、交通ルールやマナーを守り、交通安全に留意する。
- (4) アルバイトの従事には、事業所の一員であるということを自覚し社会規範、校則、事業所との契約事項や約束等に反することのないようにする。
特に、SNS等で学校や事業所で得た情報をネット上で送信・投稿することが絶対のないようにする。
- (5) アルバイトに関して困ったことがあった時は、保護者等、担任とよく相談すること。

9 運転免許取得について

1 運転免許取得について

本校在学中は、学校生活の安全と生徒の生命の尊重を最優先する。

3年生が卒業式前に運転免許取得のために自動車学校へ入校する場合は、校長の届出を必要とする。

2 自動車学校入校について

(1) 在学中に運転免許の取得を希望する生徒は、「免許取得願」を担任に提出し、校長より許可された生徒は、届出を受け取り、自動車学校へ提出する。

(2) 許可条件

- ① 就職を希望する事業所から「内定」を取得していること。
- ② 10月以降、求人票が事業所より届いていること。
- ③ 10月実習後、継続して実習に取り組み、就労の意欲があること。
- ④ 生活指導等の対象になっていないこと。

(3) 特別な許可

就職を希望する事業所から、「運転免許の取得」が求められていること。

3 教習の進め方

(1) 入校中の心得は、「自動車学校側資料」を必ず読むこと。

(2) 修了検定・卒業検定は、学校の授業に差し支えないようにする。

(3) 教習の停止・解除は、前日までに電話・FAXで自動車学校に連絡する。

※特に教習停止の解除を忘れないように

(4) 学年末考査の1週間前から考査終了まで教習を停止する。

(5) 教習中は土日祝日であっても、制服で受講すること。

4 その他

- (1) 特に特別許可入校の生徒は、計画的に続けて教習に通うこと。
- (2) 送迎バスは、各自動車学校と各校が連絡を取り合い個別に対応する。
- (3) 1～3月の誕生日の生徒は、自動車学校と相談する(仮免時に18歳であること)。
- (4) 自動2輪のための入校は卒業式後とする。
- (5) 特別入校許可の生徒について、2月中旬以降、三田洞の法令試験を受けることができる。ただし、卒業式後まで取得した免許証を自動車学校に預けることに同意した者のみとする。
- (6) 卒業式前に法令試験に合格し、免許証を自動車学校に預けている者への返却について、卒業式翌日以降とする。(卒業式当日は返却しない)
- (7) 本免学科試験時(三田洞自動車学校)の服装は、制服・私服の何れも可とする。
- (8) 準中型免許の取得については、就職内定先から要請があった場合、内定先に問い合わせ、教習日程を確認の上、11月からの入校を許可することができる。
- (9) 問題行動防止に努める。
- (10) 自動車学校内でトラブルがあった場合は、すぐに学校に報告すること。

10 教務に関する規程(抜粋)

1 定期考査

- (1) 定期考査は、各学期末に実施する。
- (2) 正当な理由により定期考査を受験できなかった者は、原則として追考査を受験することができる。
- 正当な理由とは次のような場合である。
- ア 公式試合などで公欠扱いになる場合
 - イ 忌引及び出席停止の場合
 - ウ 病気で受験できないと診断された場合
この場合は受診したことが証明できる書類等を提出する。
 - エ 進路指導上必要な見学、実習、相談等で受験できない場合
 - オ その他、やむを得ない場合
- (3) 不正行為を行った者は直ちに退場させ、以後の考査は受験できない。
- 不正行為とは次のような行為である。
- ア 携帯電話（スマートフォン・スマートウォッチ）や他の不要物を考査中に所持・教室内に持ち込む。
 - イ 他人の答案をのぞき見ることや自分の答案を他人に見せる。
 - ウ 他人と連絡をしたり答案を交換したりする。
 - エ 物品の貸し借りをする。
 - オ 私語、不要な言動をする。
 - カ 他の生徒の迷惑となる行為をする。
 - キ その他、秩序を乱す行為を行う。
- (4) 正当な理由なく受験しなかった場合、及び答案を提出しなかった場合は、その定期考査は評価しない。

2 評価

評価は、定期考査の成績と通常の授業（小テスト、出席、実技、提出物等）の取組状況を総合して行う。

3 出席・欠席・欠課の取り扱い

(1) 次の各号の場合は、「出席停止・忌引等の日数」とする。

ア 学校保健安全法第19条による出席停止の日数

イ 学校保健安全法第20条により臨時に学校の一部休業を行った場合の日数

ウ 就職試験・入学試験による場合の日数

エ 忌引日数（父母7日、祖父母3日、曾祖父母1日、兄弟姉妹3日
伯叔父母1日）

オ 懲戒処分を受けて停学を命ぜられた日数

カ 非常災害、交通障害など、生徒又は保護者の責任に属することのできない事由で欠席し、校長が出席しなくてもよいと認めた場合の日数

キ その他の場合による日数

(2) 次の各号の場合は、「公欠」とし、出席扱いとする。

ア ホームルーム又は生徒会などの役員が、校長が認めた行事に参加する場合

イ 部活動などのうち、公式試合、大会などに出場するなど、校長が認めた場合

ウ 授業中に負傷した時、又は体育の実技、理科の実験などにより身体の変調をきたした時に、受診又は休養のため、やむを得ず授業の一部を欠き、当該教科の担任及び養護教諭が認める場合

エ 学校保健安全法に基づく検査及び精密検査を受ける場合

オ 障がいに関する手続き（療育手帳の更新等）を行う場合

カ その他校長が認めた場合

(3) 次の場合は「欠課」とする。

50分授業で、20分以上参加できなかった場合

(4) 出席・遅刻数の合計が10回に達した時点で「警告」となる。20回に達した時点で「指導」となる。

4 遅刻・早退の取り扱い

(1) 8時40分までに教室に入室しなかった場合「遅刻」とする。

(2) 登校後、15時20分までに下校した場合「早退」とする。

(3) 公共交通機関の遅延の場合は、遅刻としない。

1 1 非常変災時における生徒の登下校等について

1 登校前に気象警報が発表されている場合

- (1) 大垣市に気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が発表された場合
 - ① 気象警報が解除されるまで自宅待機とする。
 - ② 午前6時30分までに解除された場合、原則として平常どおりの授業を行う。
 - ③ 午前6時30分から午前11時まで解除された場合は、5限目から授業を開始する。
 - ④ 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業を中止とする。
- (2) 大垣市に気象警報が発表されておらず、生徒の居住地及び通学経路が含まれる地域に気象警報が発表されている場合は、(1)に準じて行動する。
- (3) 道路や橋の損壊などで登校が危険な場合や交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校せず、速やかに学校に連絡する。

2 登下中に気象警報が発表された場合

生徒は気象警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

3 在校時に気象警報が発表された場合

- (1) 気象警報発表中及び気象警報の発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- (2) 気象警報発表後に帰宅する場合は、気象警報解除後を原則とする。その際、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認し、帰宅に際しては、保護者引渡しを原則とする。
- (3) 保護者が学校での引渡しに対応できない場合は、保護者と引渡可能な場所と時間について打合せ、決定する。
- (4) 気象警報解除後に帰宅する場合、帰宅確認の連絡を学校に確実にを行う。

1 2 南海トラフ地震に関する情報の発表や 大規模な地震が発生した場合の授業および登下校について

物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を探して、身近なもので頭部を覆い、できるだけ低い姿勢をとる。

- 1 登校前に南海トラフ地震に関連する情報の発表や大規模な地震が発生した場合
生徒は学校から連絡があるまで自宅で待機する。
- 2 登下校中に南海トラフ地震に関連する情報の発表や大規模な地震が発生した場合
 - (1) 安全な場所に一時避難し、原則として帰宅する。ただし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に避難してもよい。
 - (2) 交通機関を利用して登下校を行う生徒は、その場の係員などの指示に従う。
- 3 在校時に南海トラフ地震に関連する情報の発表や大規模な地震が発生した場合
 - (1) 一時避難後に職員は安全を確認し、生徒の保護者引き渡しを行う。
 - (2) 保護者が迎えに来れない場合は、生徒を学校に留め置く。
- 4 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合
 - (1) 原則として通常通りに授業を実施する。状況に応じて教育長が休業と休業期間を決定する。

1 3 国民保護情報が伝達された場合の登下校について

1 登校前にJアラートにより国民保護情報が伝達された場合

- (1) 学校所在地にJアラートにより国民保護情報が伝達された場合
 - ① 避難指示が解除されるまで、生徒は自宅待機とする。
 - ② 午前6時30分までに解除された場合、原則として平常どおりの授業を行う。
 - ③ 午前6時30分から午前11時まで解除された場合は、5限目から授業を開始する。
 - ④ 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業を中止とする。
- (2) 大垣市に国民保護情報が伝達されておらず、生徒の居住地域及び通学経路が含まれる地域に国民保護情報が伝達されている場合は、(1)に準じて行動する。
- (3) 学校や西濃地域に被害があった場合、生徒は自宅に待機し学校からの連絡（すぐー等）を待つ。行政からの避難指示等がある場合は、行政の指示に従う。
- (4) 自家の被害が著しい場合や、登下校に使用する道路や橋の損壊、交通機関の停止等で登校が困難な場合、生徒は登校せず速やかに学校に連絡する。

2 登下校中にJアラートにより国民保護情報が伝達された場合

- (1) 避難指示を確認した時点で、生徒は近隣の建物や地下道などに避難し安全を確保する。適当な構造物等が無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
- (2) 公共交通機関を利用して登下校を行う生徒は、その場の係員などの指示に従う。
- (3) 避難指示が解除された場合、生徒は登校中なら登校し、帰宅中なら帰宅する。
- (4) 西濃地域に被害があった場合、生徒は安全を確保した上で学校または自宅に連絡して指示を受ける。ただし、防災無線（屋外スピーカー）等による行政からの指示や、公共交通機関等で係員の指示がある場合は、その指示に従う。

＜非常変災時に役立つこと＞

万が一の時のために、保護者と相談して必要なことを記入しておく。

ただし、個人情報の記入は、保護者とよく相談すること。

| |
|----------------------------|
| ■自宅の住所 |
| |
| ■保護者氏名 |
| |
| ■保護者の連絡先 |
| |
| ■その他の緊急連絡先 |
| |
| ■避難場所（必須） |
| 〔自宅からの避難場所〕 |
| |
| 〔通学途中の避難場所〕 |
| |
| ■自宅付近、通学途中の危険箇所（必須） |
| |
| ■保護者と落ち合う場所や方法（必須） |
| |

< 諸届欄 >

事前に（事後は直後に）以下の欄に記入し、押印して登校直後に提出すること。

■日付、項目〔欠席、遅刻、早退、忌引等〕（公欠に関する届は別の書面による）

■時刻〔登校時刻、早退時刻〕

■連絡事項〔理由、時刻、期間等〕

| 月 / 日 | 項 目 | 時 刻 | 連絡事項 (理由、時刻、期間等) | 保護者 印 | 担任 印 | 部主事 印 |
|-------------|--------|--------|---------------------|----------|---------|----------|
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |
| / | | | | | | |

＜ 事故時の連絡・記録 ＞

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---------------|----------------|
| 事故の日時 | 月 日 曜日 | | 時 分 |
| AM・PM | | | |
| 事故の場所 (住所等) | ※分からない時は、電柱の看板や電話ボックスに記載あり | | |
| 相手の氏名 | | 年齢 歳 | |
| | | 性別 男・女 | |
| 相手の連絡先 | 住所 | | |
| | TEL | | |
| 相手の会社 や学校名 | | | |
| 自動車の ナンバー | | | |
| その他に覚えて おきたいこと | | | |
| 連 絡 先 電 話 番 号 | 救急車 | 1 1 9 | |
| | 警察 | 1 1 0 | |
| | 自宅 | | |
| | 西濃高等特別支援学校 | | |
| | 0 5 8 4 - 8 9 - 4 8 4 8 | | |

制服着こなしガイド Seino koukou special education high school

冬期



ネクタイ
緩まないようにする。
結び目、長さを調節する。

ジャケットのボタン
前船を留めて着用する。

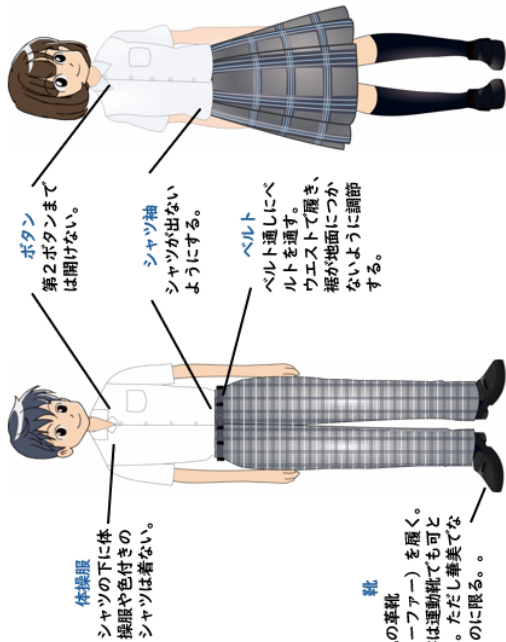
シャツ裾
シャツが出ない
ようにする。

スカート丈
裾が短くなりすぎない
ようにする。
(目安は膝中心程度)

ジャージ
制服からジャージは
み出すことが無いよう
にする。

靴下
紺色の無地であること

夏期



体操服
シャツの下に体操服や色付きのシャツは着ない。

ボタン
第2ボタンまでは開けない。

シャツ袖
シャツが出ないようにする。

ベルト
ベルト通しにベルトを通して。
ウエストで履き、裾が地面につかないように調節する。

靴
黒色の革靴
(ローファー)を履く。
通学は運動靴でも可とする。ただし華美でないものに限る。。

制服はフォーマルウェア

フォーマルな制服をカジュアル(私服)に着こなすのは正しい着方ではありません。また、制服は学校・会社など一定の団体で着るよるに定められている、色や形の定まった服装です。

制服と私服の区別を付けましょう。

校内での生活について

- 冬期におけるブレザー、ネクタイ、非着用禁止
- ・防寒着、カーディガンのみで生活を送ることが無いようにしましょう。
- 校内フード禁止 (校内ではフード付きの防寒着の着用は禁止です。)
- ・翌下校時はコートなどのフード付きの防寒着は認めていません。
- スマートウォッチ
- ・ブルートゥースをoffにして携帯電話と運動しないようにしましょう。
- ピアス等の装飾品はつけない

